

川崎市教育委員会教育長 小田島 満 様

「教科書を考える川崎市民の会」

共同代表 江田雅子、木村雅子、畠谷嘉宏

連絡先 川崎北合同法律事務所

多摩区登戸 3398-1、三井ビル5階 (044-931-5721)

2020年度、教科書採択に関し「地域住民の民意を十分反映」できるための施策を求める請願書**1. 請願の趣旨**

今年（2020年）の教科書採択は、新しく検定合格した中学校教科書の中から採択されることになっています。併せて、高校教科書については毎年の採択であることを踏まえて、この請願を提出するものです。

同時に、2014年に改訂された地方教育行政の組織および運営に関する法律の徹底のために、文科省初等中等教育局長通知（以下「通知」という）の中に「（二）教育委員会について」の最後の「（6）その他」として以下の文章があります。

すなわち「教育委員会における審議を活性化し、地域住民の民意を十分に反映するためには、『教育委員会の現状に関する調査』（文部科学省実施）の調査項目となっている学校や教育委員会事務局に寄せられた意見の教育委員会会議における紹介、アンケートの実施、公聴会や意見交換会の開催、所管施設の訪問等の取り組みが有効であることから、これらの機会を積極的に設ける必要があること。」

以上の通知文書の中にある「地域住民の民意を十分反映するため」を、「教科書採択」で生かすためには、今まで行っている教科書展示会場を一層住民に開かれたものにすることが重要になってきています。

なお、昨年の採択が、実質的には小学校教科書だったこと、一昨年の採択が、実質的には中学校の道徳教科書だったことに比べ、今年の採択は、新学習指導要領による全教科の中学校教科書採択であり、充分な展示時間や期間が求められています。

そこで、昨年の展示会場のアンケートに書かれた文書の中から、改善して欲しいことを、以下に具体的に「請願事項」として請願するものです。

2. 請願事項

- ① 出版社から提供されている教科書は、すべて活用すること。
- ② 全部の行政区に教科書展示場が設けられてきていますが、縮小することなく各区の展示場を維持すること。
なお、総合教育センターや教育会館は市民にとって行きにくいので、高津市民館と中原市民館も展示場に加えること。
- ③ 「教科書展示会場」との表示がなく場所が分かりにくかったので、会場表示を掲げること。特に、東門前小学校では、学校の正門に掲示すると共に、例えば「市民の方で教科書採択に関心のある方は誰でも入場して教科書を読み感想を書くことが出来ます」などの表示を行うこと。
- ④ 各会場の展示期間を1週間以上にすること。
- ⑤ 市民に対して、「教科書採択のために市民の意見を求めている」などのアピールを市の広報に掲載することを含め、教科書採択に関しての市民意見を求めている教育委員会の姿勢を示すこと。
- ⑥ 今までも、意見が書きやすいように机や椅子を用意され、また、明るい場所で書けるようにされ、コピーができるようになってきていますが、この点を維持すること。
- ⑦ 昼間働いている方が展示場に行けるように、夜（せめて7時まで）や休日も含めて展示場を開設すること。
- ⑧ このアンケート内容を採択の教育委員会会議の数日前までに、教育委員に読んでもらう時間を確保すること。
- ⑨ 先生方が教科書展示場に教科書を見に行けるように、出張扱いにすること。
- ⑩ 採択会議時に、聴覚障害者のために、磁気ループを用意すること。

尚、この件について、教育委員会会議での意見陳述を希望します。

